

## 初期マルクス『ドイツ・イデオロギー』『経哲草稿』『ゴータ綱領批判』(抄)

マルクス＝エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』[1845-46→1926=1996]

新日本出版社（服部文男監訳）また合同出版（花崎訳）も参照。

・[メモ]マルクス 27 歳、エンゲルス 25 歳のときに書かれた草稿。1845 年、マルクス＝エンゲルス『神聖家族』、エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』を出版している。『ドイツ・イデオロギー』の執筆直後、二人はマンチェスターに研究旅行。この時、図書館で抜粋したノートが「マンチェスター・ノート」である。ノートにしてマルクス 5 冊、エンゲルス 3 冊、あわせて 500 ページを超える。

### ■ 唯物論的歴史観

・【下部構造に規定された人間】：「諸思想、諸観念、意識の生産は、さしあたり直接に、人間の物質的活動と物質的交通という現実生活の言語に編み込まれている。人間の観念作用、思考作用、すなわち精神的交通は、ここではまたかれらの物質的生活態度の直接的な流出として現れる。ある民族の政治、法、道徳、宗教、形而上学などの言語のなかに現れるような精神的生産についても同じことがあてはまる。人間たちはかれらの諸観念、諸思想などの生産者であるが、しかし彼らは、かれらの生産諸力とこれに照応する交通とのある特定の発展によって、交通のはるか先の諸形態に至るまで条件づけられているような、現実的な、活動する人間たちである。」(27)

・「人間たちの頭脳における霧のような[ぼんやりとした]形象も、かれらの物質的な、経験的に確かめうる、かつ物質的諸前提に結びついた生産過程の必然的な昇華物である。こうなると道徳、宗教、形而上学その他のイデオロギーおよびそれらに照応する意識諸形態は、もはや自律性という外観をこれ以上たもてない。それらは歴史をもたない、それらは発展しない。逆に、自分の物質的生産と物質的交通とを発展させる人間たちが、こうした彼らの現実とともに、かれらの思考活動とこの思考活動の所産とをも変革するのである。」(27-28)

### ■ 分業

・【物質的労働と精神的労働の矛盾】：「分業は、物質的労働と精神的労働との分割があらわれる瞬間から、はじめて真に分業となる。この瞬間から、意識は現にある実践の意識とはなにか違ったものと、思い込むことが実際にできるし、現実的な何かあるものを思い浮かべなくとも、何かあるものを現実的に思い浮かべていると実際に思い込むことができるようになる。——この瞬間から、意識は世界から解放されて《純粹》理論、神学、哲学、道徳などの形成にうつることが可能になる。しかし、たとえこうした理論、神学、哲学、道徳などが、現存の諸関係との矛盾に陥るとしても、そのことは、現存する社会諸関係が、現存する生産力との矛盾におちいることによってのみ、おこりうるのである。」(39-40)

・「われわれが得られるのは、ただ一つの結論、すなわち、これら三つの契機、生産力、社会状態、意識は、相互に矛盾に陥りうるし、また、おちいらずにはいない、ということにほかならない。なぜなら、分業とともに、精神的活動と物質的活動、享受と労働、生産と消費

が、別々の個人に属する可能性が、いやむしろ現実性が与えられているからであり、そして、それらが矛盾に陥らない可能性は、分業が再び廃止されることのなかにだけあるからである。」(40)

・【分業は疎遠な力を生み出す】：「[分業は、]人間たちが自然成長的な社会に住むかぎり、またしたがって特殊利害と共同利害との分裂が存在するかぎり、したがって、活動もそれゆえ自由意志的ではなく、自然成長的に分割されているかぎり、人間自身の行為が、彼にとって疎遠な、対抗的な力となり、彼がその力を支配するのではなく、この力が彼を抑えつけるということの最初の例証である。すなわち、労働が分割されはじめるや否や、各人は、ある特定の活動範囲だけにとどまるように強いられ、そこから抜け出すことができなくなる。」(43-44)

### ■ 共産主義の理想

・「これに対して共産主義社会では、各人はそれだけに固定されたどんな活動範囲ももたず、それぞれの任意の[どこでもすきな]部門で、自分を発達させることができるのであって、社会が生産全般を規制しているのである。だからこそ、私はしたいと思うままに、今日はこれ、明日はあれをし、朝に狩猟を、昼に魚取りを、夕べに家畜の世話をし、夕食後に批判をすることが可能になり、しかも、けっして狩人、漁師、牧人、あるいは批判家にならなくてよいのである。」(44)

・「個人や国々の産物の交換でしかない商業が、需要と供給の関係……を通じて全世界を支配するようになるのはなぜか。——これに対して、私的所有という土台の廃止とともに、生産の共産主義的規制、およびそのことのうちに含まれている、人間たちが彼自身の生産物に対してふるまうときの疎遠さの消滅とともに、需要と供給の関係の力は無に帰し、人間たちは、交換、生産、かれらの相互的行動のやりかたをふたたび意のままにするのだが。」(46)

### ■ 共産主義の物質的前提としての生産諸力の発展

・《疎外》克服の実践的前提：①無所有で富と教養に敵対する「大衆」の形成、②生産力の発展による人間の普遍的交通の確立

→諸民族の依存関係によって、世界史的な、経験において普遍的な諸個人を形成する。

・「共産主義は、経験的には、主要な諸民族が《一挙に》、かつ同時に遂行することによってのみ可能なのであり、そしてそのことは生産力の普遍的発展とそれに結びついた世界交通を前提としている。」(45)[マルクス欄外注記]

・「共産主義とは、われわれにとって成就されるべきなんらかの状態、現実がそれに向けて形成されるべき何らかの理想ではない。われわれは、現状を止揚する現実の運動を、共産主義と名付けている。この運動の諸条件は、いま現にある前提から生ずる。」(46[欄外注記])

### ■ 唯物論的歴史観の諸結論。歴史過程の継承性、歴史の世界史への転化、共産主義革命の必然性

・「歴史とは、個々の世代の連続に他ならず、それぞれの世代は、以前のすべての世代から贈られた諸材料、諸資本、生産諸力を利用するのであり、したがって、一面ではまったく変化した状況のもとで、受け継がれた活動を継承し、他面ではまったく変化した活動によって、

これまでの古い状況を変更する。」(47)

・「全面的な依存、この諸個人の世界史的協働の自然成長的形態は、共産主義革命によって、……制御と意識的支配へ変えられる。」(49)

・「社会からどんな利益も受けない一階級、社会の外に押し出されているので他のすべての階級との決定的な対決を強いられる階級」→「この階級から、根本的革命的必然性についての意識、共産主義的意識が出てくる。」(49-50)

### ■ 共同社会

・「分業による人格的な諸力（諸関係）の、物的な諸力への転化、これがふたたび廃止されるには、それについての一般的観念を頭の中から追い出すのではだめなのであって、諸個人がこの物的な諸力を再び自己の支配下に従属させ、分業を廃止するのだからなければならない。このことは共同社会(Gemeinschaft)なしには不可能である。共同社会のうちのみ、各個人にとって、自己の諸素質をあらゆる方面に発達させる手段が存在するのであり、したがって共同社会においてはじめて、人格的自由が可能となる。」(85)

・「真の共同社会性においては、諸個人は、かれらの連帯[連合]のうちで、また連帯[連合]をとおして、同時に彼らの自由を獲得する。」(85)

### ■ 偶然性と物的強制力

・「人格的個人と階級的個人との区別、個人にとっての生活諸条件の偶然性は、それ自体ブルジョアジーの産物である階級の登場とともに始めて現れる。諸個人相互の競争と闘争とが、はじめてこうした偶然性それ自身を産出し、展開する。したがって、観念のなかでは、諸個人は、ブルジョアジー支配下のもとで、かれらの生活諸条件が偶然的であるのだから、以前に比べてより自由であるが、実際にはもちろん、かれらはより不自由である。なぜなら、以前よりもいっそう物的な強制力に従属させられるわけであるから。」(86)

・「貨幣によって、あらゆる交通形態と交通それ自体とが、諸個人に偶然的なものにされている。」(95)

### ■ 共同社会とコントロール

・「自分たちとあらゆる社会構成員の存在諸条件を、そのコントロールのもとにおく革命的プロレタリアたちの共同体の場合は、全く逆であって、共同体に、諸個人は諸個人として参加する。それは、まさに、諸個人の自由な発展と運動の諸条件を、自分たちのコントロールのもとにおく諸個人の結合(もちろん今日の発達した生産諸力という前提の内部で)である。それら諸条件は、これまで偶然にゆだねられていたのであり、そして、まさに諸個人の個としての分離によって、分業とともにひきおこされ、彼らの分離のために彼らにとって疎遠な紐帯[きずな]となってしまった彼らの必然的な結合によって、個々の個人からは自立していたのである。……一定の諸条件の範囲内で偶然性を楽しんでもよいというこの権利は、これまで人格的自由と呼ばれてきた。」(89)

・「共産主義がこれまでのすべての運動から区別される点は、それが、これまでのすべての生産と交通との諸関係の基礎をつくがえし、はじめて自覚的に、すべての自然成長的諸前提を、これまでの人間たちの手になるものとみ、それらの自然成長性をはぎとって、結合した

諸個人の力に服せしめるところにある。それゆえ、共産主義の制度は、本質的に経済的であり、これらの結合の諸条件の物質的創出である。……共産主義が作り出す仕組みとは、諸個人を離れて自律しているいっさいの仕組みを不可能にする[余地をなくす]ための現実的土台である。」(89)

マルクス「経済学・哲学草稿」[1843-45→1932=1964]

■ 労働者の苦しみ

・「あらゆる他の商品の場合と同様に、人間に対する需要が、必然的に人間の生産を規制する。供給が需要よりはるかに大きいとき、労働者の一部は乞食の状態か餓死に陥る。こうして、労働者の生存は、他のすべての商品の存立のもとへ引き下げられている。労働者は一個の商品となっており、しかももし自分を売りさばくことができれば、それは彼にとって幸運なのである。」(18)

・「したがって市場価格が自然価格へひきよせられるさいに、もっとも多く、また無条件に損をするのは労働者である。」「労働(者)は、資本家が儲けるさいには、必然的に儲けるとは限らないが、しかし資本家が損をするさいには、必然的に損をする。」「さらにまた、労働の価格は生活資料の価格よりもはるかに不変である。」(19)

・「一般的に注目されるべきことは、労働者と資本家とが同じように苦しむとしても、その場合、労働者は自分の生存のために苦しみ、資本家は自分の死せるマンモン[財産の神]の獲得のために苦しむということだ。」(20)

■ 労働者の実情

・「したがって、労働者にもっとも有利な社会状態のなかでさえ、労働者にとっての必然的な諸結果は、過重労働と早死、機械への転落、労働者に敵対して物騒に集積される資本への隷属、新しい競争、労働者の一部の餓死、または乞食化である。／労賃の上昇は、資本家のもつ致富欲を労働者のなかに呼び起こすが、しかし労働者はこの致富欲を、ただ彼の精神と肉体とを犠牲にすることによってしか、満足させることができない。」(23)

・「分業は人間たちの競争ばかりでなく、諸機械の競争をも引き起こすが、同様にまた、労働者をますます一面的に、そして従属的にする。労働者は機械にまで転落しているから、機械は労働者に対し競争者として対抗することができる。」(23)

■ 経済学批判

・「国民経済学は私有財産という事実から出発する。だが国民経済学はわれわれに、この事実を解明してくれない。国民経済学は、私有財産が現実のなかでたどってゆく物質的過程を、一般的で抽象的な公式で捉える。その場合これらの公式は、国民経済学にとって法則として通用するのである。国民経済学は、これらの法則を概念的に把握しない。すなわちそれは、これらの法則がどのようにして私有財産の本質から生まれてくるかを確証しようとしないのである。……国民経済学を動かしている唯一の車輪は、所有欲であり、所有欲に駆られて

いる人たちのあいだの戦いであり、競争である。」(84-85)→「競争」の問題点：排他性、負の価値、敵対性。

・【労働力の価値低下】：「労働者は、彼が富をより多く生産すればするほど、彼の生産の力と範囲とがより増大すればするほど、それだけますます貧しくなる。労働者は商品をより多くつくればつくるほど、それだけますます彼はより安価な商品となる。事物世界の価値増大にぴったり比例して、人間世界の価値低下がひどくなる。」

→「さらにこの事実は、労働が生産する対象、つまり労働の生産物が、一つの疎遠な存在として、生産者から独立した力として、労働に対立するということを表現するものに他ならない。」(86-87)

### ■ 資本主義と宗教

・「労働者が骨身を削って働けば働くほど、彼が自分に対して創造する疎遠な対象的世界がますます強大となり、彼自身が、つまり彼の内的世界がいよいよ貧しくなり、彼に帰属するものがますます少なくなる、ということである。このことは宗教においても同様である。人間が神により多くのものを帰属させればさせるほど、それだけますます人間が自分自身のうちに保持するものは少なくなる。」(87-88)

### ■ 外化としての疎外：生産物の自立化

・「労働者が彼の生産物のなかで外化するということは、ただたんに彼の労働が一つの対象に、ある外的な現実存在になるという意味ばかりでなく、また彼の労働が彼の外に、彼から独立して疎遠に現存し、しかも彼に相對する一つの自立的な力になるという意味を、そして彼が対象に付与した生命が、彼に対して敵対的にそして疎遠に対立するという意味を持っている。」(88)→労働者は対象の奴隷となる(89)

### ■ 疎外論の構図

- ①労働者と労働生産物の関係：事物の疎外
- ②労働者と労働行為の関係：自己疎外
- ③類からの疎外（以下に説明する）

### ■ 類的存在

・「人間は一つの類的存在(Gattungswesen)である。……人間は自己自身に対して、眼前にある生きている類に対するようにふるまうからであり、彼が自己に対して、一つの普遍的な、それゆえ自由な存在に対するようにふるまうからである。」(93-94)

### ■ 人間の解放

・「私有財産に対する疎外された労働の関係から、さらに結果として生じてくるのは、私有財産などからの、隷属状態からの、社会の解放が、労働者の解放という政治的なかたちで表明されているということである。そこでは労働者の解放だけが問題になっているように見えるのであるが、そうではなく、むしろ労働者の解放のなかにこそ一般的人間的な解放が含まれているからなのである。」(104)

## ■ 共産主義の形態

### ・【第一形態：粗野な共産主義】

・「共産主義は止揚された私有財産の積極的表現であるが、さしあたりは普遍的な私有財産である。……その最初の形態においては、私有財産の普遍化と完成とであるにすぎず、そのようなものとして共産主義は、二重の形態で姿を現す。」(127)

①私有財産として万人に占有されないあらゆるもの(例えば才能)を暴力的なやり方で否定する。肉体的な直接的な占有が、生活や生存の唯一の目的である。労働者の仕事は万人に拡大される。労働の共同体。支払う給料の平等。

②結婚は、排他的な私有財産の一形態であるから、これにたいして、女性が共同体的な共通の財産となるような「女性共有」が対置される。「女性共有というこの思想こそ、まだまったく粗野で無思想なこの共産主義の告白された秘密だ、といえよう。」(127)「……私的所有者との排他的な結婚の関係から、共同社会との普遍的な売淫の関係へ……。この共産主義は、——人間の人格性をいたるところで否定するのだから——まさにこうした[人格性の]否定である私有財産の徹底した表現であるにすぎない。」(128)

### ・【第二形態】

[a]民主的にせよ専制的にせよ、まだ政治的な性質をもっている共産主義。(130)

[b]国家の止揚をとともうが、まだ不完全で、私有財産をもっている共産主義。

### ・【第三形態】

・「人間の自己疎外としての私有財産の積極的止揚としての共産主義、それゆえにまた人間による人間のための人間の本質の現実的な獲得としての共産主義。……いままでの発展の全成果の内部で生まれてきた完全な自己還帰としての共産主義。この共産主義は自然主義として=人間主義であり、完成した人間主義として=自然主義である。それは人間と自然のあいだの、また人間と人間とのあいだの抗争の真実の解決であり、現実的存在と本質との、対象化と自己確認との、自由と必然との、個と類とのあいだの争いの真の解決である。それは歴史の謎が解かれたものであり、自分をこの解決として自覚している。」(130-31)

[メモ] 社会の理想を、問題=謎を解決するものとしてイメージすること。

## ■ 人間の本質の対象化

・「たんに五感だけではなく、いわゆる精神的諸感覚、実践的諸感覚(意志、愛など)、一言で言えば、人間的感觉、諸感覚の人間性は、感覚の対象の現存によって、人間化された自然によって、はじめて生成する。五感の形成は、いままでの全世界史の一つの労作である。粗野な実際的な欲求にとらわれている感覚は、また偏狭な感覚しかもっていない。」「心配の多い窮乏した人間は、どんなにすばらしい演劇に対してもまったく感受性を持たない。……人間の本質の対象化は、理論的見地からいっても実践的見地からいっても、人間的感觉を人間的にするためにも、人間のおよび自然的な存在の富全体に適応する人間的感觉を創造するためにも、必要である。」(140)

## ■ エネルギッシュな実践としての共産主義

・「社会主義としての社会主義は、もはや宗教の止揚によって媒介されない、積極的な人間

の自己意識である。共産主義は否定の否定としての肯定であり、それゆえに人間的な解放と回復との、次の歴史的発展にとって必然的な、現実的契機である。共産主義はもっとも近い将来の必然的形態であり、エネルギーな原理である。しかし共産主義は、そのようなものとして、人間的発展の到達目標——人間的な社会の形姿——ではない。」(148)

マルクス『ゴータ綱領批判』[1875=1975]岩波文庫

RANDGLOSSEN ZUM PROGRAMM DER DEUTSCHEN ARBEITERPARTEI(KRITIK  
DES GOTHAR PROGRAMMS)

■ 時代状況

- ・ 1870年代は、自由主義段階から独占資本主義（帝国主義）段階への移行期。1873年から20年間の不況。
- ・ 1862-1890:ビスマルクの政治。1866年、普墺戦争（プロイセン対オーストリア）、1870-71年、普仏戦争。1871年、ドイツ統一。1918年に第一次世界大戦に負けるまで存続。
- ・ 【社会主義者鎮圧法】 1878-1890.二度の皇帝暗殺未遂事件を契機に、社会主義的な結社の禁止、集会・出版の自由の制限を規定した。しかし非合法活動やドイツ社会民主党の勢力は衰えなかったため、80年代に労働者の疾病保険、災害保険などの社会政策を実施し、アメとムチの政策を行った。ビスマルクの失脚により廃止。
- ・ 【全ドイツ労働者同盟】 1863（ラサール派：国家社会主義）ビスマルク＝ユンカーと提携して共通の敵ブルジョアジーを脅かそうとした。国家補助による生産協同組合の設立。  
⇔ 【ドイツ社会民主労働党】 1869（アイゼナハ派：マルクス主義に近い）ベーベルとリープクネヒトによる創立。
- 【ドイツ社会主義労働者党】 1875（ゴータに会して合同、統一）ゴータ綱領は、リープクネヒトらによって執筆される。
- 【ドイツ社会民主党】 1891：エルフルト綱領（草案はリープクネヒト）により、マルクス主義の原則を採用。1912年には110議席を獲得し、最大政党に発展。1933年、ヒトラー政権によって解散。第二次世界大戦後、復活し、マルクス主義と絶縁して1959年に国民政党となる。
- ・ 【パリ・コミューン】 1871.3-5.パリの労働者と急進的小市民は、国民軍を組織してドイツに抵抗しつつ、史上初のプロレタリア独裁の政府を築く。しかし、地方の農民層を動かさなかったことや、ベルサイユの政府軍の武力のために「血の週間」と呼ばれる流血の惨事となった。
- ・ 【インターナショナル】 労働者階級の国際的な団結と解放を目指す国際的組織。
- ・ 【第1インターナショナル】 1864-76（＝国際労働者協会）イギリス、フランスの労働運動指導者が中心。規約はマルクスが作った。バクーニンらアナキストとの対立が激しくなると解散。1872年に事実上の解散。
- ・ 【第2インターナショナル】 1889-1914.ドイツ社会民主党が中心になってパリで結成。ゆるい連合体で論争が多かった。第一次世界大戦で愛国主義に転換、解散。

・【第3インターナショナル】1919-1943. (=コミンテルン) Communist International = Comintern. レーニンによってモスクワで結成。1930年代には反ファシズム人民戦線を遂行したが、独ソ不可侵条約によって方向を失う。第二次世界大戦中、アメリカとソ連の協力推進のために解散。

### ■ 思想状況

・ラサール(1825-64)の国家社会主義、ブルードン(1809-65)の経済革命主義、バクーニン(1814-76)の国家廃絶による連合主義。マルクスはこれらの思想と対決していた。

・ゴータ綱領は、ラサール派とアイゼナハ派の統一綱領であるが、マルクスは、この綱領がラサールの国家観に毒されていると感じ、批判をする。

・「ゴータ綱領批判」は、「ドイツ労働者党綱領評注」というマルクスの手紙を中心に構成されている。この手紙は、ゴータ合同大会のすこし前に、ガイプ、アウアー、ベーベル、リープクネヒトに廻したあと送り返すように、と書き添えてマルクスがブラッケに送ったものである。

### ■ 各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて！

・「共産主義社会のより高次の段階において、すなわち諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり、それとともに精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったのち、また、労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、生活にとってまっさきに必要となったのち、また、諸個人の全面的な発展につれて彼らの生産能力をも成長し、協同組合的な富がそのすべての泉から溢れるばかりに湧き出るようになったのち——その時はじめて、ブルジョア的権利の狭い地平は完全に踏み越えられ、そして社会はその旗にこう書くことができる。各人からはその能力に応じて、各人にはその必要に応じて！」(38)

・「各人にはその仕事(oeuvre)に応じて」：産業者に対する正当な利潤の要求(サン・シモン主義)。「各人にはその労働(travail)に応じて」：労働者こそが真の生産者であるとする(労働者雑誌『ラトリエ』) 1841。「各人からはその才能(faculté)に応じて」：マルクスと類似の言い回し(ルイ・ブラン) 1850

・「資本主義的生産様式の基礎は、物象的な生産諸条件が資本所有と土地所有という形態で働かざる者たちに配分されている一方、大衆は人格的な生産条件つまり労働力の所有者ではない。……物象的な生産諸条件が労働者たちの協同組合的所有であるならば、今日のそれとは違った消費手段の分配方式が生まれるであろう。」(39-40)

[資料]マルクス『ゴータ綱領批判』望月清司訳、岩波文庫、所収

### 社会民主労働者党綱領(アイゼナハ綱領)[1869]

第一条 社会民主労働者党は、自由な人民国家の樹立を目的とする。

第二条 社会民主労働者党の党員はすべて、全力をあげてつぎの基本原則を擁護する義務を



負う。

- 1 今日政治的、社会的状況は極度に不公平であるがゆえに、全精力をあげてこれと闘わねばならない。
- 2 労働者階級の解放をめざす闘争は、階級の特典や特権をめざす闘争ではなくて、平等な権利と平等な義務を、そしてあらゆる階級支配の廃絶をめざす闘争である。
- 3 資本家にたいする労働者の経済的従属は、あらゆる形態の隷属の基礎をなしている。したがって社会民主労働者党は、協同組合的労働を通じて現在の生産様式(賃金制度)を廃絶し、そのもとで全労働収益を労働者それぞれのものとするよう努力する。
- 4 政治的自由は、労働者階級の経済的解放のための最も不可欠な前提条件である。それゆえに社会問題は政治問題と不可分であり、社会問題の解決は政治問題に制約されており、民主主義国家においてのみ可能である。
- 5 労働者階級の政治的、経済的解放は、労働者階級が共同し統一して闘争をすすめるときにのみ可能であることを考慮して、社会民主労働者党は統一的な一組織を結成する。しかしながらこの組織は、いかなる個々の黨員にも、全体の利益をめざして彼が影響力を行使することを可能ならしめる組織である。
- 6 労働の解放は、一地方あるいは一国民の課題ではなく、社会的課題であり、近代社会を存立せしめている国々すべてを包括する社会的課題であることを考慮して、社会民主労働者党は、結社法がそれを認めるかぎり、国際労働者協会の追求する目的を支持しつつ、党を同協会の支部と自認するものである。

第三条 社会民主労働者党は、その宣伝活動上の当面の要求として、つぎのような諸項目を主張する。

- 1 二〇歳以上のすべての成年男子に、国会、各領邦の議会、州および市町村代議機関ならびにその他すべての代議体のための選挙にかんする普通・平等・直接・秘密選挙権の賦与。選出された代表者には、十分な日当を保証すべきである。
- 2 人民による直接立法制度(すなわち発議権と拒否権)の採用。
- 3 身分、財産、出生および信仰にもとづくあらゆる特権の廃止。
- 4 常備軍にかわる民兵制の創設。
- 5 国家からの教会の分離、および教会からの学校の分離。
- 6 小学校における義務教育とすべての公共教育施設における無料教育。
- 7 裁判の独立、陪審裁判および専門職裁判制度の採用。公開かつ口頭弁論訴訟制度の採用と無料訴訟。
- 8 すべての出版法、結社法、団結法の撤廃。標準労働日の制定。婦人労働の制限と児童労働の禁止。
- 9 すべての間接税の撤廃、および単一直接累進所得税ならびに相続税の制定。
- 10 協同組合制度の国家的促進、および民主的な保証のもとでの自由な生産協同組合にたいする国家信用の供与。

## ドイツ社会民主党綱領（エルフルト綱領）[1891]

以上の諸原則から出発して、ドイツ社会民主党は、さしあたりつぎのことを要求する。

- 一、すべての選挙と投票を通じ、男女の区別なく二〇歳以上の帝国国民の秘密投票による、普通・平等・直接の選挙権と投票権。比例代表制、その制定までの措置として毎回の国勢調査にもとづき法律により選挙区を再編成すること。立法府議員任期の二カ年制。選挙と投票の法定休日実施。選出された代表にたいする報酬支給。禁治産宣告のばあいをのぞき政治的権利のいっさいの制限の撤廃。
- 二、発議権と拒否権を手段としての人民の直接立法。帝国、各領邦、各州、各市町村における人民の自決と自治。人民による官吏の選出、官吏の答弁義務と引責義務。年度ごとの租税の承認。
- 三、国民皆兵制にむけての教育。常備軍にかわる民兵制。人民代表機関による開戦と講和の決定。すべての国際紛争の仲裁裁判的方途による調停。
- 四、表現の自由および結社と集会の権利を制限もしくは抑圧するすべての法律の廃止。
- 五、公法および私法の上で婦人を男子にたいして差別待遇するすべての法律の廃止。
- 六、宗教を私事と宣言すること。教会および宗教的な目的のための公費からの支出の全廃。教会団体および宗教団体は、各自の問題を完全自主的に処理する私的結社とみなさるべきである。
- 七、学校の非宗教化。公立小学校への義務就学。公立小学校における無料教育、および学用品と食事の無料支給。学力優秀で学業継続の資格ありとみとめられた高等教育機関における男女学生にたいする同様の措置。
- 八、無料訴訟と無料弁護。人民の選出した裁判官による裁判。刑事事件における控訴権。罪なくして起訴され、逮捕され、有罪宣告をうけた者への補償。死刑の廃止。
- 九、助産をふくむ医療の無料化と医薬の無料支給。埋葬の無料施行。
- 一〇、租税から支弁すべき全公費支出をまかなうための、累進的な所得税および財産税。自己申告義務。相続財産の額と親等に応じた累進的相続税。すべての間接税、関税、その他特権的少数者の利益のため公共の利益を犠牲にする経済政策上の諸措置の廃止。

労働者階級の保護のため、ドイツ社会民主党はさしあたりつぎのことを要求する。

- 一、つぎにのべる諸条件にもとづく有効な国内および国際的な労働者保護立法の制定。
  - (a) 最高八時間をこえない標準労働日の確定。
  - (b) 一四歳以下の児童に生計のための労働をおこなわせることの禁止。
  - (c) 夜間労働の禁止。ただし技術的理由もしくは公共の福祉のためその性質上夜間労働を必要とする産業部門をのぞく。
  - (d) 各労働者につき毎週一回すくなくとも連続三六時間の休息。
  - (e) 現物給与制度の禁止。
- 二、帝国労働局、各県労働局および労働委員会による全営利事業団体の監督、都市と農村に

おける労働関係の調査と規制。徹底的な営業上の衛生管理。

三、農業労働者と家事使用人に営利事業労働者と法律上平等の地位をあたえること。僕婢条例の廃止。

四、団結権の保障。

五、全労働保険の帝国への移管とその管理にたいして決定権をもつ労働者の参加。

[注] エルフルト綱領は、「ゴータ綱領にまじっていたラサール派的要求や文言をほとんど完全に清算した。社会主義者取締法下の12年の苛烈なたたかひのなかで、アイゼナハ派とラサール派とは実践的に融合してゆき、ついにマルクス主義を党の指導原理として確立したのである。」(192)